

【公共工事入札問題調査特別委員会】

弥富市議会では、公共工事入札問題及び再発防止対策に関する事項を調査することを目的として、地方自治法第109条及び弥富市議会委員会条例第6条に基づき、3月定例会で公共工事入札問題調査特別委員会を設置しました。

公共工事入札問題調査特別委員会では、5月18日に委員間協議を行い市への質問事項を整理し、5月29日に委員会を開催し協議を行いました。その協議内容の一部を掲載します。

問 指名競争入札に参加できる業者の選定基準は。

答 弥富市建設工事等請負業者選定要領（以下、要領という）において、入札参加資格者名簿に登載された発注工事の種類及び業種区分に対応する業者であること、発注基準に対応する等級に格付された中から行うこと、市内業者を優先できることを定めている。

問 工事請負業者の格付けを行う部署は。

答 財政課契約検査グループ。

問 請負業者選定を行う部署は。

答 財政課が発注工事の設計金額に応じて該当等級の業者の中から選定し、弥富市工事等指名業者審査委員会に内申し決定する。

問 弥富市工事等指名業者審査委員会の委員構成は。

答 副市長、各部長および財政課長の8名。

問 指名競争入札の割合が高い状況にあるが、現在の運用をしている理由と妥当性は。

答 要領に基づき競争参加者の設定方法を決定している。指名競争入札の割合が高い理由は、各要領の中で、設計金額に応じ、対象工事を定めているため、割合の妥当性に問題はない。

問 指名競争入札指名業者の固定化防止や透明性・公平性の確保についての検証は。

答 要領の選定基準に基づき、工事施工能力や過去の履行実績等を踏まえ、指名業者を選定している。具体的には、同種工事の発注の際には、同じ指名業者と

ならないように選定することで固定化を防止したり、入札者心得書をもとに各種法令等に抵触する行為を行わないように、全ての入札において法令を遵守する旨の誓約書の提出を求めるなどの措置をとっている。



▲委員会の様子

問 一般競争入札が指名競争入札よりも参加業者数が少ない案件が継続していることの認識は。

答 入札に参加可能な業者数は指名競争入札に比べて、多数存在する状況にあることや、指名競争入札においても業者が辞退するケースもあるため、問題はないと考えている。

問 一般競争入札の拡大や入札制度見直しの可能性は。

答 入札制度のあり方を含めて、官製談合防止の観点から外部有識者の意見を聞いていく。

問 業者との面談や問い合わせ対応に関する記録管理、情報管理ルールは。

答 業者からの質問等は、電子調達共同システムで管理している。今後、職員アンケートで実態を確認し、官製談合再発防止対策検討委員会でも外部有識者の意見を聞いていく。

問 これまで予定価格を事後公表としてきた理由は。

答 建築工事等の案件は、入札業者の見積努力の余地が大きいことや、予定価格付近での落札価格の高止まりを抑止するため。

問 予定価格を事前公表した場合、入札価格が予定価格付近に集中し、落札価格が高止まりするおそれもあるが、どのような防止策を考えるか。

答 外部有識者の意見を聞いていく。

問 令和5年度から令和7年度までの平均落札率は。

答 各年度の建設工事と土木工事における令和5年度は94.85%、令和6年度は94.72%、令和7年度は95.99%。

問 落札率に関する異常値や兆候を把握するための基準、チェック体制を講じているか。

答 それぞれ工事の特性があるため、高い落札率だけで不正や異常があると判断できない。しかし、今回の事件を受け、官製談合再発防止対策検討委員会で行う調査や検証から、入札方式や参加状況など総合的な視点で体制を検討していく必要がある。

問 建設部長に権限が集中していたのではないかと。相互牽制の仕組みは十分だったのか。

答 他の部長と同等の権限であり、特に建設部長に集中しているものではない。公益通報制度も設けられている。

問 入札不調は担当職員の人事評価につながるのか。

答 人事評価は「人事評価マニュアル」に基づいている。入札不調の理由と担当職員の職務上の対応・取組等を照らして評価することとなる。

